

木材産業緊急経営支援保証のご案内

- ◆ 保証受付期間 平成20年3月31日まで から
～平成20年9月30日まで
- ◆ 保証額 2千万円から 3千万円 に
(ただし、月商の2ヶ月以内)
に拡充されました! ご相談下さい!

改正建築基準法の施行に伴い経営への影響が懸念される林業・木材産業者を対象とした期間限定の保証です。

対象となる方

素材生産業、木材・木製品製造業、木材卸売業を行っている方
(木材卸売業を行っている方は各都道府県の合理化計画認定枠内のご利用となります。)

- ◆ なお、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 平成19年9月以降において対前年同月比の売上が10%以上減少している月があること
- 2 自己資本が実質債務超過になっていないこと
- 3 融資機関借入金に延滞がないこと
- 4 融資機関借入総額が年商以内であること
(最終的には基金の審査により保証決定します。)

保証期間と貸付額

原則 3年以内 (特認5年)
貸付額は月商の2ヶ月以内、かつ最高3千万円まで

連帯保証人及び担保

連帯保証人は2名以上、原則無担保

保証料率

年0.20%～1.10%

さらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせ下さい。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部)

TEL 03-3294-5581 (代表)

03-3294-5585 (保証課直通)

FAX 03-3294-5595